

受験資格認定FAQ

Ver.1

ここでは例年問い合わせの多い項目について掲載しています。
お問い合わせの前に似たような質問がないか確認してから、お問い合わせください。

①受験資格認定願

②本人確認書類

③医師の診断書

④外国で取得した看護師免許証

⑤卒業した外国看護師養成所の卒業証書

⑥卒業した外国看護師養成所の教科課程・成績証明書

⑦対照表

⑧卒業した外国看護師学校養成所のパンフレット

⑨日本語能力試験 N1 の認定書

⑩外国における資格試験の合格証書

⑪根拠法令

⑫公証

⑬認定書

⑭その他

①受験資格認定願

Q. 基礎学歴が12年未満です。受験資格認定は認められますか？

Q. 受験資格認定願は手書きですか？

Q. 外国で取得した看護師免許の有効期限がありません。受験資格認定願は空欄でも良いですか？

②本人確認書類

Q. 在留カードの写しを提出する際、在留資格は問われますか？

③医師の診断書

Q. 外国人の医師の診断書でも良いですか？

Q. 海外に住んでいます。家の近くに日本人の医師免許を持っている方が居ません。どうすれば良いですか？

④外国で取得した看護師免許証

Q. 看護師免許証の有効期限が切れていますが、申請できますか？

Q. 看護師免許証がWeb上でしか確認できません。どうしたら良いですか？

Q. 海外で准看護師の免許を取得しました。看護師国家試験受験資格認定を申請することはできますか？

Q. 看護師免許の制度が無い場合はどうしたら良いですか？

Q. 海外の看護師養成所を卒業しました。看護師免許は取得していません。看護師国家試験受験資格認定に申請できますか？

Q. 現在、海外の看護師養成所に在学中です。看護師国家試験受験資格認定に申請できますか？

⑤卒業した外国看護師学校養成所の卒業証書

Q. 卒業証書に有効期限はありますか？

Q. 卒業証書がありません。卒業証明書でも良いですか？

⑥卒業した外国看護師学校養成所の教科課程・成績証明書

Q. 単位数が不足しています。不足した単位数分だけ科目履修しても良いですか？

Q. 海外の看護師養成所を卒業してから時間が経っていてシラバスが入手できません。どうしたら良いですか？

Q. 単位数が不足しています。認定されますか？

Q. 施設長からサインができないと言われました。厚生労働省から学校に連絡していただけますか？

Q. 成績やシラバスなどについては看護に関する部分だけで良いですか？

⑦対照表

Q. 対照表は自分で記載しても良いですか？学校が記載するものですか？

Q. 対照表は日本語で作成した方が良いですか？

Q. 日本の教育内容と比べたときに、履修していない科目があります。どうしたら良いですか？

⑧卒業した外国看護師学校養成所のパンフレット

Q. 施設現況書は必ず必要ですか？

Q. 学校の名前が変わりました。どうしたら良いですか？

⑨日本語能力試験 N1 の認定書

Q. 日本語能力試験 N1 の認定書に有効期限はありますか？

Q. N1 の結果は絶対に必要ですか？

Q. 7月の日本語能力試験に申し込めませんでした。受験資格認定は申し込めますか？

Q. N1 の認定書を紛失しました。Web 上で結果がわかるので、Web 上の結果を提出しても良いですか？

Q. 7月に N1 の試験を受験予定です。結果が期限に間に合わない場合は、Web 上の画面を印刷して提出しても良いですか？

Q. 高等学校（もしくは中学校）のみ日本の学校を卒業しています。日本語能力試験を受験する必要がありますか？

Q. 日本国籍ですが、海外の小学校・中学校・高等学校を卒業しました。日本語能力試験を受験する必要がありますか？

⑩外国における資格試験の合格証書

Q. 看護師国家試験制度が無い国の場合、合格証書は不要ですか？

⑪根拠法令

Q. 根拠法令は必ず必要ですか？

Q. 根拠法令は、いつのものを提出すれば良いですか？

Q. 根拠法令はどの部分を記載すれば良いですか？抜粋でも良いですか？

⑫公証

Q. 今年度の申請を考えています。公証はいつ取ったら良いですか？

Q. 昨年、申請しようと思って公証を取りました。今年度の申請に使用できますか？

Q. 公証はどこでとったら良いですか？

Q. 日本語訳のものにも公証が必要ですか？

Q. 大使館・領事館に厚生労働省から連絡して公証を取れるように手配してほしいです。

Q. 公証はまとめて取っても良いですか？それともばらばらに取った方が良いですか？

⑬認定書

Q. 認定書に有効期限はありますか？

Q. 認定書は毎年発行してもらう必要がありますか？

Q. 認定書を紛失しました。どうしたら良いですか？

⑭その他

Q. 翻訳は正式な会社に頼んだ方が良いですか？自分で翻訳しても良いですか？

Q. 受験資格認定で、認定していない国はありますか？

Q. 自分と同じ国から過去に申請した人がいるか教えてください。

Q. 日本の准看護師免許を持っています。何か特例などはありますか？

Q. 代理人が申請しても良いですか？必ず本人ではないとだめですか？

Q. 郵送で申請しても良いですか？

Q. 免許取得時と氏名が変わりました。どうしたら良いですか？

①受験資格認定願

Q. 基礎学歴が12年未満です。受験資格認定は認められますか？

A. 基礎学歴が12年未満の場合は原則として認定されません。

ただし、外国看護師学校養成所卒業後、短期大学・大学・大学院を卒業したことをもって、高等学校卒業以上（修業年限12年以上）と同等とみなす場合があります。申請の際に、入学・編入学した短期大学・大学・大学院の卒業（修了）証明書、在学証明書を提出してください。

Q. 受験資格認定願は手書きですか？

A. 手書きでも構いません。

ただしWebでの申請書類確認後にExcelのデータを提出して頂いているので、最初からパソコンで作成することをおすすめします。

Q. 外国で取得した看護師免許の有効期限がありません。受験資格認定願は空欄でも良いですか？

A. 構いません。

②本人確認書類

Q. 在留カードの写しを提出する際、在留資格は問われますか？

A. 在留資格は問いません。有効期限内のものを提出してください。

③医師の診断書

Q. 外国の医師の診断書でも良いですか？

A. 日本の医師免許を取得していれば外国の方でも構いません。

海外で医師の診断を受けた場合は、医師免許証の写しも一緒に提出してください。

Q. 海外に住んでいます。近くに日本の医師免許を持っている医師が居ません。どうすれば良いですか？

A. 原本確認時に来日されると思います。その際に日本で診察を受けた後、原本確認で厚生労働省へ来る際に、診断書を持参してください。

④外国で取得した看護師免許証

Q. 看護師免許の有効期限が切れていますが、申請できますか？

A. 看護師免許の有効期限が切れている場合は、原則として申請を受理できません。

Q. 看護師免許証が Web 上でしか確認できません。どうしたら良いですか？

A. Web 上の該当する場所を印刷し、URL を記載して提出してください。

Q. 外国で准看護師の免許を取得しました。看護師国家試験受験資格認定を申請することはできますか？

A. 外国の准看護師免許では、看護師国家試験受験資格認定は申請することはできません。准看護師の受験資格認定については、各都道府県へお問い合わせください。

Q. 看護師免許の制度が無い場合はどうしたら良いですか？

A. 免許取得国の根拠法令などを元に審査いたします。根拠法令などの必要書類を揃えてください。

Q. 外国の看護師養成所を卒業しました。看護師免許は取得していません。看護師国家試験受験資格認定に申請できますか？

A. 学校を卒業したのみでは対象になりません。
原則として、看護師免許を取得している方が審査の対象となります。

Q. 現在、外国の看護師養成所に在学中です。看護師国家試験受験資格認定に申請できますか？

A. 外国の看護師養成所を卒業し、看護師免許を取得した方が対象となります。
卒業見込みや免許取得見込みの場合、申請は受理できません。

⑤卒業した外国看護師学校養成所の卒業証書

Q. 卒業証書に有効期限はありますか？

A. ありません。

Q. 卒業証書がありません。卒業証明書でも良いですか？

A. 構いません。看護師養成所を卒業もしくは終了したことがわかる書類の提出をお願いいたします。

⑥卒業した外国看護師学校養成所の教科課程・成績証明書

Q. 単位数が不足しています。不足した単位数だけ科目履修しても良いですか？

A. 受験資格認定では、看護師免許を取得するまでに履修した教育課程を審査しています。科目履修で追加取得した単位数については、審査の対象とはなりません。

Q. 外国の看護師養成所を卒業してから時間が経っていてシラバスが入手できません。どうしたら良いですか？

A. シラバスなどで履修した教育内容も含めて審査を行っているので、卒業した学校へ相談して、提出をお願いいたします。

Q. 単位数が不足しています。認定されますか？

A. 認定の可否については、審査会で審査されるためお答えできません。

Q. 施設長からサインができないと言われました。厚生労働省から学校に連絡していただけますか？

A. 厚生労働省から学校へ連絡はできません。ご自身で卒業した学校へ直接お問い合わせください。施設長のサインが難しい場合は、学部長以上のサインをもらってください。その際に、施設長からの委任状が必要です。

Q. 成績やシラバスなどについては看護に関する部分だけで良いですか？

A. 看護に関する部分のみではなく、申請者の方が、履修した全ての科目（成績証明書に記載してある全ての科目）が必要です。

⑦対照表

Q. 対照表は自分で記載しても良いですか？学校が記載するものですか？

A. ご自身で記載してください。

Q. 対照表は日本語で作成した方が良いですか？

A. 日本語で作成してください。その際、シラバス・成績証明書と日本語の表記が一致するようにしてください。

Q. 日本の教育内容と比べたときに、履修していない科目があります。どうしたら良いですか？

A. 履修していない科目については、空欄のままで良いです。
全て埋める必要はありません。

⑧卒業した外国看護師養成所のパンフレット

Q. 施設現況書は必ず必要ですか？

A. 学校のパンフレット等で「学校が政府から認可されている」という事が証明出来ている場合は不要です。ただし、提出書類を確認し、受験資格認定担当者から必要と言われた場合には用意してください。

Q. 学校の名前が変わりました。どうしたら良いですか？

A. 学校の名前が変更したことがわかる証明書を学校に用意してもらってください。

⑨日本語能力試験 N1 の認定書

Q. 日本語能力試験 N1 の認定書に有効期限はありますか？

A. 有効期限はありません。旧試験（2009 年以前）も同様の扱いです。

Q. N1 の結果は絶対必要ですか？

A. 日本の中学校と高等学校を卒業していない場合は必ず必要です。

Q. 7月の日本語能力試験に申し込めませんでした。受験資格認定は申し込めますか？

A. 受験資格認定基準ではN1の認定を受けていることが条件となっております。
受験資格認定は、N1を合格した後に申し込んでください。

Q. N1の認定書を紛失しました。Web上で結果がわかるので、Web上の結果を提出しても良いですか？

A. 原本の確認が必要な書類の1つになっています。JLPTのホームページを確認し、「日本語能力試験認定結果及び成績に関する証明書」の発行手続きをしてください。

※発行に時間がかかるため紛失している場合は、早めに申請してください。

Q. 7月にN1の試験を受験予定です。結果が受験資格認定の申請期限に間に合わない場合は、Web上の画面を印刷して提出しても良いですか？

A. N1の結果については、原本の確認が必要な書類の1つになっています。今年度、N1認定書などの結果が、申請期限までに間に合わない場合は受理できないので来年度以降申請してください。

Q. 高等学校（もしくは中学校）のみ日本の学校を卒業しました。日本語能力試験を受験する必要がありますか？

A. 日本の中学校と高等学校を卒業していない場合は、日本語能力試験を受験し、合格する必要があります。

Q. 日本国籍ですが、外国の小学校・中学校・高等学校を卒業しました。日本語能力試験を受験する必要がありますか？

A. はい。国籍に関わらず日本の中学校と高等学校を卒業していない場合は、日本語能力試験を受験し、合格している必要があります。

⑩外国における資格試験の合格証書

Q. 看護師国家試験制度が無い国の場合、合格証書は不要ですか？

A. 不要です。ただし、根拠法令の確認をし、その他必要書類を提出頂くかもしれません。

①根拠法令

Q. 根拠法令は必ず必要ですか？

A. ご自身の取得した免許証に根拠法令に基づいて発行された記載があれば必要です。
また、国家試験制度がない国の場合は、必ず必要です。
厚生労働省が提出を求めた場合も、提出が必要です。

Q. 根拠法令は、いつのものを提出すれば良いですか？

A. 申請者の方が免許を取得した当時の関係条文を提出してください。

Q. 根拠法令はどの部分を記載すれば良いですか？抜粋でも良いですか？

A. 抜粋でも良いです。ただし「保健師助産師看護師法」「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」の中にある下記の内容を必ず含んでください。

- 法律の目的
- 資格の定義
- 免許
- 欠格事由
- 籍の登録
- 免許の交付及び免許証の付与（更新）
- 免許登録の要件
- 免許取り消し又は業務停止処分の手続き
- 国家試験の受験資格
- 看護師の業務
- 養成所の規定・基準
- 養成機関の入学資格

【保健師助産師看護師法】

【保健師助産師看護師学校養成所指定規則】



⑫公証

Q. 今年度の申請を考えています。公証はいつ取ったら良いですか？

A. 公証は、Web での申請書類確認が終わった後取るようにしてください。

※公証をとった書類の中に誤りがあった場合には、再度公証を取っていただく可能性もありますので、Web での申請書類確認後に公証を取ることをおすすめします。

※公証を取るのに時間がかかることも予想されますので、受験資格認定の申請を検討されている場合には、早めに申請していただくことをおすすめします。なお、公証の予約が取れなかったことを理由に、申請期限に間に合わなかった場合には、書類を受理できないので注意してください。

Q. 昨年、申請しようと思って公証を取りました。今年度の申請に使用できますか？

A. 公証に有効期限はないので今年度の申請に使用できます。ただし、既に公証を取った書類の中に期限切れの文書がないか確認をしてください。公証を取った書類の中に期限切れの文書がある場合には、更新し、改めて公証を取って頂く必要があります。

Q. 公証はどこでとったら良いですか？

A. 公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において、提出書類及びその日本語訳両方の記載が真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出してください。（注意）当該国の大使館、領事館という記載については、外国に所在する日本国の大使館及び領事館ではないので注意してください。

Q. 日本語訳のものにも公証が必要ですか？

A. はい。必要です。

Q. 大使館・領事館等に厚生労働省から連絡して公証を取れるように手配してほしいです。

A. 厚生労働省では手続きに関する対応は行っていないので、ご自身でご連絡ください。

Q. 公証はまとめて取っても良いですか？それともばらばらに取った方が良いですか？

A. その国の公証のシステムに従ってください。どちらか選択できる場合は、どちらでも構いません。

⑬認定書

Q. 認定書に有効期限はありますか？

A. ありません。ただし、紛失した場合、認定書の再発行はできないので、紛失しないように気をつけてください。

Q. 認定書は毎年発行してもらう必要がありますか？

A. 認定書に有効期限はないので、紛失しない限り翌年も使用できます。

Q. 認定書を紛失しました。どうしたら良いですか？

A. 認定書を紛失した方には「認定証明書」を発行いたします。ホームページ内の「認定書を紛失してしまった方」から申請してください。

※「認定証明書」の発行には時間がかかるので、国家試験の受験を検討している方は早めに厚生労働省に連絡をしてください。

⑭その他

Q. 翻訳は正式な会社に頼んだ方が良いですか？自分で訳しても良いですか？

A. どちらでも構いません。

Q. 受験資格認定で、認定していない国はありますか？

A. 免許取得国などで判断しているのではなく、申請者の方に提出頂いた書類に基づいて審査を行っています。

Q. 自分と同じ国から過去に申請した人がいるか教えてほしいです。

A. 個人情報観点からお答えしていません。また、免許取得国で判断しているのではなく、申請者の方に提出頂いた書類に基づいて審査を行っています。

Q. 日本の准看護師免許を持っています。何か特例などはありますか？

A. ありません。看護師国家試験の受験資格認定と准看護師の受験資格認定は異なる資格なので、日本の准看護師資格を取得していても考慮されません。

Q. 代理人が申請しても良いですか？必ず本人ではないとだめですか？

A. 必ず本人が申請してください。代理人による申請は受け付けていません。

Q. 郵送で申請しても良いですか？

A. 公証の済んだ書類については、郵送して頂いて構いませんが、原本確認には必ず本人が厚生労働省に来る必要があります。

Q. 免許取得時と氏名が変わりました。どうしたら良いですか？

A. 氏名が変更となったことがわかる書類を提出してください。